

公益社団法人全国調理師養成施設協会会費規則

〔施行 平成25年4月1日〕
〔一部改正 平成27年6月15日〕

(会費の種類)

第1条 公益社団法人全国調理師養成施設協会(以下「協会」という。)定款第7条の規定に基づく会費の種類は、次のとおりとする。

- (1) 正 会 員 入会金及び会費
- (2) 賛 助 会 員 賛助会費
- (3) 準 会 員 入会金

(正会員)

第2条 前条第1項第1号に規定する正会員の入会金及び会費の額は、次のとおりとする。

- (1) 入 会 金 200,000円とする。
 - (2) 会 費 均等割として年額115,000円に、入学定員割として年度当初における入学定員に143円を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、10円未満は切り捨てとする。
- 2 前項第2号に規定する会費は、年度当初1箇月以内に正会員に対し請求し、正会員は、請求書に基づき当該年6月末日までに納付するものとする。
- 3 会長は、施設の建て替え等により生徒・学生の募集を停止する場合に限り、当該正会員からその事由と期間を明記した書面による申請により、第1項第2号に規定する会費のうち入学定員割を2年以内に限り免除することができる。

(賛助会員)

第3条 第1条第1項第2号の規定による賛助会員の会費は、1口(月額)10,000円とする。

(準会員)

第4条 第1条第1項第3号の規定による準会員の入会金は、次のとおりとする。

- (1) 調理師養成施設の教職員の入会金は、1,000円とする。
- (2) 調理師養成施設の卒業生の入会金は、100円とする。

(会費の使途)

第5条 第2条第1項第2号に規定する会費並びに第3条の賛助会費は、その100分の20以上を当該年度の公益目的事業に使用し、残余はその他の事業及び管理費用に使用するものとする。

2 第2条第1項第1号の入会金並びに第4条の準会員の入会金は、その他の事業及び管理費用に使用するものとする。

(規則の変更)

第6条 この規則は、総会の承認を得なければ変更することができない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正規則は、平成27年6月15日から施行、適用する。